

かかりつけ医機能報告制度と改定の動向

今年度から「かかりつけ医機能報告制度」が開始され、すべての医療機関に年 1 回の定期報告が義務付けられました。初の定期報告は 2026 年 1～3 月とされ、2025 年 11 月より厚労省から医療機関宛てに依頼が届く予定です。中医協では次期改定の議論が本格化し、かかりつけ医機能を評価した初診料の機能強化加算の要件や、生活習慣病管理料の包括範囲の変更等について、診療側と支払側での綱引きの議論が行われています。

当日は、協会事務局員から報告を受け、先生、スタッフの皆様と検討したく存じます。

支部長 徐 健泰

○11 月 27 日(木)20 時～21 時 30 分

○Web 会議ツール「Zoom」を利用

今回もご要望に基づき、オンラインにて開催いたします。

申 込：本紙ご記入の上、Fax で協会まで 締切：11 月 25 日

問合せ：協会 板橋・豊島支部担当（三好）

TEL：03-5339-3601 <11 月 27 日 17:30 以降 080-9366-5309>

FAX：03-5339-3449

送付先

東京保険医協会 板橋・豊島支部 FAX：03-5339-3449

11 月 27 日(木) 板橋・豊島支部例会に出席します

会員名 _____ 医療機関名 _____

参加人数（ 人） 電話番号 _____

Zoom 参加メールアドレス（参加方法を送信しますので、丁寧にお書きください）

_____ @ _____

当日に説明を希望される内容、参加されるご家族・従業員のご氏名を記載ください